

第七回 参議院法務委員会會議録第十八号

昭和二十五年三月二十二日(水曜日)午後二時一分開会

本日の會議に付した事件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願(第二二二号)

○栃木県小山町に簡易裁判所および檢察庁設置の請願(第二五七号)

○秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願(第五六一号)

○香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願(第六三二号)

○尼崎市に神戸地方裁判所および檢察庁支部設置の請願(第八一六号)

○宮城県築館区檢察庁を仙台地方檢察庁支部に昇格の陳情(第一四五号)

○名古屋高等裁判所および檢察庁金沢支部昇格に関する請願(第一二八〇号)

○民法第三百九條改正に関する請願(第八三二号)

○委員長(伊藤修君) これより法務委員会を開きます。

先ず下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。前回に引続き質疑を継続いたします。別に質疑はありませんか。……では質疑はこれを以て終局することに御異議ございませんか。

○委員長(伊藤修君) では質疑はこれを以て終局いたします。討論は省略い

たしまして直ちに採決することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) それでは直ちに採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案全部に御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。向本會議における委員長のお口頭報告の内容については、委員長にあらじめ御一任願いますことを御了承願うて置きます。多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岡部 常 宮城タマヨ
小林 英三 鈴木 安孝
遠山 丙市 松井 道夫

○委員長(伊藤修君) 次に郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願を議題に供します。本請願につきましては、先に説明及び政府の意見の陳述もありました。別に御意見もなければ會議に付することを要するものとし、内閣に送付することに御決定をお願いすることに如何ですか。

○松井道夫君 これは法務府の方の御意見は何つたのですか。

○委員長(伊藤修君) 御意見はこの間伺つたのです。

○松井道夫君 どういう御答弁ですか。

○委員長(伊藤修君) 今直ぐは実現で

きないという御意見なんです、簡単に申し上げます。

○委員長(伊藤修君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて下さい。それでは本案につきましては、政府において極力考慮して頂くことを條件にいたしまして、本委員会といたしましてはこれを會議に付することを要するものとし、且つ内閣に送付することに決定をお願いすることに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) ではさよう決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 次に栃木県小山町に簡易裁判所および檢察庁設置の請願に関する件を議題に供します。これも前回政府から御意見を伺つておるわけでありまして、別に御意見がなければ本件は採択することにして如何でありましょうか。

○小林英三君 小山というところは非常に要衝な地でありまして、これらの請願はやはり政府に送達するように委員会では採択することにしたしたいと思います。

○委員長(伊藤修君) 只今小林委員の御発言のごとく本請願を會議に付することを要するものとしたし、且つ内閣に送付することに御決定願つて御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) 只今遠山委員より

御発言のごとく本件もこれを會議に付することを要するものとして内閣に送付することに御異議ございませんか。

○委員長(伊藤修君) ではさよう決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 次に秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願、これを議題に供します。

○鈴木安孝君 これも前と同様會議に付して内閣の方に送付するようにお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) 只今鈴木委員の御発言のごとく本請願もこれを會議に付し内閣に送付することに御決定をお願いしてよろしくございますか。

○委員長(伊藤修君) それでは御異議ないと認めましてさよう決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 次に香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願を議題に供します。大体これは政府は賛成しておりますが……。

○委員長(伊藤修君) それでは本件は會議に付し内閣に送付することに決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 次に尼崎市に神戸地方裁判所支部および檢察庁支部設置の請願を議題に供します。

○遠山丙市君 これについては前回私説明することの御依頼を受けておつたが、よろしませんでしたか、ここに書きますので御採択されて内閣に送付あらんことをお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) 只今遠山委員より

り御発言のごとく本件もこれを會議に付することを要するものとして内閣に送付することに御異議ございませんか。

○委員長(伊藤修君) ではさよう決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 次に宮城県築館区檢察庁を仙台地方檢察庁支部に昇格の陳情を議題に供します。政府も本件につきましては御同意のようでありますが、御採択は……。

○委員長(伊藤修君) では本件もこれを採択して會議に付するを要するものとして、内閣に送付することに御異議ございませんか。

○委員長(伊藤修君) それではさよう決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 次に名古屋高等裁判所および檢察庁金沢支部昇格に関する請願でありますが、この取扱方については多少研究を要するのじやないかと思ひます。本件は御承知の通り若し昇格するということになりますと、現在の高等裁判所の管轄全体に大きな問題になつて参りますので、本件に對しましては審議未了の手続、若しくはこの段階におきましては認めがたいように考えられますが、如何が取計らいますか。

○遠山丙市君 ちよつとお待ちを願つて……。

○委員長(伊藤修君) 先に支部を設置されたのです。その支部を本庁になおせと云うのです。

○遠山丙市君 そうすると金沢を本庁にしろと云うわけですか。

○委員長(伊藤修君) 金沢に本庁を一つ作れと云うのです。この際高橋の支部ができたのを皆本庁に引上げて来なければならぬ。そうすると高橋、高橋というのが沢山できて参りますと根本的な問題になりますので、勿論法律改正の問題に入つて来る事案であります。政府の先程の説明によりますと、地方民の便、不便といふことは高裁、高検支部を作つたことによつて十分賄われておる、ただ事実上格式を上げるといふことに過ぎなくて、訴訟進行上地方民の便利といふ点においては現在の段階において十分賄われておるのであります。ただ格上げするといふことについては意味はないといふ御説明であつたと思ひます。これは議員紹介でありますから、或いは審議未了といふ手続にしておきますか、如何でございましょうか。これは事情を御存じない人だらうと思ひますが、法務の關係のことを御存じならばこゝういふ請願は御紹介にならない筈です。そういう取扱ひにいたしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) ではさういふ取扱ひにすることにいたします。

○委員長(伊藤修君) 次に民法第三百九條改正に関する請願、中野重治君の紹介であります。これは先に第四国会におきましてこの請願がありまして、その際は丁度岡部理事の下においてその請願は採択されました。その当時現

行民法第三百九條が改正されて、三百八條に繰替わられ、先の三百八條が三百九條になつたのであります。恐らく本請願はその改正前の三百九條を指しておると考えられます。その請願を採択し、その際民法の改正が行われた際におきまして、旧三百九條の但書の金額五十円というものが削除されておるのであります。従つて現行民法から申しますれば、六ヶ月の給料に対して第二順位の先取特権が認められておるわけですから、本請願の趣旨は先の請願の採択後民法の改正によつてその目的が達せられておるのですが、中野重治君の誤りではないかと思ひます。その目的は大体達成されておると考えられるのであります。

○岡部常君 その請願者は前と同一人でございますか。

○委員長(伊藤修君) 請願者は違ひますが趣旨が同じでありまして、この請願はすでに民法の改正によつてその目的を達成されておると考えられます。さうな意味合からいたしまして議員紹介ではありますから、本件は會議に付することを要しないものに御決定願つて如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたします。他に御発言がありにしなければ本日はこれを以て散会いたしますと思ひます。

午後二時十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
宮城タマヨ君

委員

政府委員

検事(法制
意見総務室
第四局長)

小林 英三君
鈴木 安孝君
遠山 丙市君
松井 道夫君
松村眞一郎君
野木 新一君